

資料②

高砂市子ども・子育て・若者会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市子ども・子育て・若者会議条例（平成29年3月31日高砂市条例第10号）第9条の規定に基づき、高砂市子ども・子育て・若者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 委員長及び部会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開等)

第3条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴を希望する者は、会議開催当日、受付において傍聬申出書に必要事項を記入しなければならない。
- 3 傍聬人の定員は10人程度とし、傍聬希望者が多数であるときは、傍聬申請受付の先着順とし、定員になり次第受付を終了するものとする。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

2 議事の概要是公開する。この場合においては、個人情報の保護に留意するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。